第二百十八条　［略］

［一～三　略］

四　第八十六条の二第一項の規定に基づき備え置く書面

五　［略］

別表第二号（第26条関係）

予　算　の　科　目

（一般勘定）

（事業収支）

［表略］

（資本収支）

款	項	説　明
資本収入		
	事業収支差金受入れ	
	前期繰越金受入れ	前期繰越金から受け入れる額
	減価償却資金受入れ	
	資産受入れ	保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金	
	放送債券償還積立資産戻入れ	
	建設積立資産戻入れ	建設積立資産から戻し入れる額
	放送債券	
	長期借入金	期限１年以上の借入金
資本支出		
	建設費	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改良に要する支出額
	出資	
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金	
	放送債券償還積立資産繰入れ	
	建設積立資産繰入れ	建設積立資産に繰り入れる額
	放送債券償還金	
	長期借入金返還金	
資本収支差金		

第二百十八条　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

四　［同上］

別表第二号（第26条関係）

予　算　の　科　目

（一般勘定）

（事業収支）

［表同左］

（資本収支）

款	項	説　明
資本収入		
	事業収支差金受入れ	
	前期繰越金受入れ	前年度までの事業収支及び資本収支の余剰金から受け入れる額
	減価償却資金受入れ	
	資産受入れ	保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金	
	放送債券償還積立資産戻入れ	
	建設積立資産戻入れ	建設積立資産から戻し入れる額
	放送債券	
	長期借入金	期限１年以上の借入金
資本支出		
	建設費	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改良に要する支出額
	出資	
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金	
	放送債券償還積立資産繰入れ	
	建設積立資産繰入れ	建設積立資産に繰り入れる額
	放送債券償還金	
	長期借入金返還金	
資本収支差金		